八潮市告示第455号

事後審査型制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

八潮市長　大山　忍

有価物後期払下げ

八潮市では、有価物後期払下げの事業者を以下のとおり募集し、一般競争入札によって決定します。

１　目的

八潮市リサイクルプラザに搬入された資源物を選別処理し、有価物（各資源）として後期分の払下げを行うことを目的とします。

２　入札に付する事項等

(1) 払下げの搬出量

有価物の搬出量は、別添の仕様書（前年度搬出実績）を参考にしてください。

※引渡し量を確約するものではありません。

(2) 有価物（各資源）の払下げ期間

令和８年１２月１日から令和９年３月３１日までの４か月の期間とします。

（ただし、土曜日及び日曜日、祝日の払下げは除くものとします。）

(3) 引き取り方法、場所、及び条件等

別添「有価物（各資源）後期払下げ仕様書」のとおり

３　入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

① 令和７・８年度八潮市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）において、物品等業種の登録を有する者。

② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てを成されていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てを成されていない者であること。

ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の入札参加資格の再審査を受けている者を除く。

④ 本入札の公告日から開札日までの期間に八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置（以下「指名停止措置等」という。）を受けていないこと。

⑤ 埼玉県内、東京都内、千葉県内に本店又は支店等を有すること
⑥ 業務の完了実績として、有価物後期払下げ（アルミ缶プレス、破砕鉄、非鉄、スチール缶プレス、破砕アルミニウム）の５つの案件については、令和３年４月１日から本払下げの公告日までに地方公共団体が発注した有価物（金属類）の払下げの受注実績を３件以上有すること。
⑦ 業務の完了実績として、有価物後期払下げ（故紙類）の案件については、令和３年４月１日から本払下げの公告日までに地方公共団体が発注した有価物（故紙類）の払下げの受注実績を３件以上有すること。
⑧ 仕様書等の内容を熟知し、十分に理解した上で入札に参加できること。

４　一般競争入札参加申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申請書（様式第１号）を提出しなければなりません。また、期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することはできません。

(1) 申請期間及び時間
令和８年１１月２日（月曜日）から令和８年１１月１３日（金曜日）
午後５時００分まで

(2) 提出方法及び提出場所
一般競争入札参加申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、八潮市生活安全部環境リサイクル課（リサイクルプラザ）まで持参又は郵送（期限必着）で提出してください。
※郵送の場合は書留等、提出先への到着日時の記録が残る方法により提出すること。

５　質問の受付及び回答

本入札に関して質問がある場合は、質問書（様式第２号）に必要事項を記入のうえ、次のとおり提出してください。

(1) 質問受付日時
令和８年１１月２日（月曜日）から令和８年１１月９日（月曜日）
午後５時００分まで

(2) 提出方法
電子メールで質問書を提出してください。提出の際は、件名を「八潮市　有価物後期払下げに関する質問」で提出の上、電話で送受信の確認をしてください。
なお、郵送、口頭、電話及びファクスでの質問は受け付けません。

(3) 連絡先
本公告14 担当窓口を参照

(4) 回答
質問に対する回答は、質問者が特定されないよう、令和８年１１月１１日（水曜日）までに市ホームページに掲載します。

６　入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時
令和８年１１月１７日（火曜日）　午前１０時００分

(2) 場所
八潮市役所　本庁舎４階　４－２会議室

(3) 提出書類

入札書（様式第３号）及び委任状（様式第４号、必要な場合のみ）

7　入札方法

(1) 入札は、有価物後期払下げ（アルミ缶プレス、故紙類、破砕鉄、非鉄、スチール缶プレス、破砕アルミニウム）の６つの案件について、個別に行います。

(2) 入札書に記載する金額

払下げ期間は、令和８年１２月１日から令和９年３月３１日までとしますが、入札書に記載する金額は、必ず１トンあたりの金額で記載してください。

なお、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く金額を記載してください。

(3) 入札書等の件名は「有価物（各資源名）後期払下げ」及び、別添「有価物（各資源名）後期払下げ仕様書」に記載がある名称を記入することとします。

(4) 入札書等の場所は、別添「有価物（各資源名）後期払下げ仕様書」に記載がある所在地を記入することとします。

（例）場所　　八潮市リサイクルプラザ（八潮市大字八條２３６５番地１地内）

(5) 入札は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、封筒（任意のもの）に入れた状態で、入札箱に投入することとします。なお、入札書は八潮市指定のもの（様式第３号）を用いることとします。

(6) 入札保証金は免除とします。

(7) 代理人により入札する場合は、委任状（様式第４号）を提出しなければなりません。

(8) 入札参加者数は、１業者１人とします。

(9) 入札開始後入札会場に到達した者は、入札に参加できません。

入札開始30分前を目安に、会場へ入室してください。

(10) この入札は、入札参加者が１者であっても開札を実施します。

(11) 入札した入札書は、理由の如何を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(12) 再度の入札

本市において、予定価格（公表はしません。）を設定します。予定価格を下回った場合、再度入札を行います。

① 再度入札に参加できる者は、初度入札及び直前に執行した再度入札に参加した者とします。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができません。

② 再度の入札は、２回まで行います。

(13) 不調時の取扱い

再度入札によってもなお落札者がないときは、当該再度入札に全て参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがあります。

① 再度入札において無効な入札を行った者は、随意契約の相手方となることはできません。

② 随意契約の方法による契約の締結を行うときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において直ちに、契約の相手となることを希望する者から２回の範囲内で見積書を提出させて、見積額が市が定める予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（以下「入札書比較価格」という。）以上の金額の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を落札候補者とします。この場合においての見積書は、

入札書の「入札」を「見積」に訂正したもの、又はこれと同等と認められるものを使用することとします。

(14) その他

① 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはなりません。

② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り止めることがあります。

８　入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 一般競争入札参加申請書（様式第１号）を提出しない者がした入札

② 入札に参加する資格のない者がした入札

③ 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札

④ 談合その他不正行為があったと認められる入札及び明らかに連合と認められる入札

⑤ 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札

⑥ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者がした入札

⑦ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札

⑧ 落札候補者が指名停止措置等を受けたとき、当該落札候補者がした入札

⑨ 次のいずれかに該当する入札をした者がした入札

ア 入札者の押印のないもの

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印又は捨印による訂正のないもの

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 押印された印影が明らかでないもの

オ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

ク ２以上の入札書を提出した者がしたもの、又は２以上の者の代理をした者がしたもの

ケ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者がしたもの

⑩ その他、入札の条件及び公告に示す事項に反した者がした入札

(2) 入札開始時に、入札会場に入札参加者又は代理人が不在の場合は失格とします。

(3) 無効、有効は入札執行者が判断します。当該判断に対する一切の異議の申し立てはできません。

(4) 過失による軽微な誤りと入札執行者が判断したときは、訂正を求め、有効と判断する場合があります。当該判断に対する一切の異議の申し立てはできません。

９　開札、落札候補者の決定

(1) 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。

(2) 開札後、予定価格以上の有効な最高価格で入札した者を落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うため落札者の決定は保留とします。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。

(4) （3）において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当市職員にくじを引かせます。この場合、異議を申し立てることはできません。

10 資格確認書類の提出

開札終了後、落札候補者は次に掲げる資格確認書類を落札候補者決定を受けた日の翌日から起算して２日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に本公告14の担当窓口まで持参により提出してください。

なお、期限までに提出がないとき又は審査に関する市の指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とします。

【提出書類（各１部）】

提　出　書　類	
① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第５号）	○
② 誓約書（様式第６号）	○
③ 有価物後期払下げ（アルミ缶プレス、破砕鉄、非鉄、スチール缶プレス、破砕アルミニウム）の５つの案件のいずれかを落札した者は、令和３年４月１日以降における地方公共団体が発注した有価物（金属類）の払下げの受注実績を３件以上有することを証明する書類。	○
④ 有価物後期払下げ（故紙類）の案件を落札した者は、令和３年４月１日以降における地方公共団体が発注した有価物（故紙類）の払下げの受注実績を３件以上有することを証明する書類。	○
⑤ 有価物後期払下げ（故紙類）の案件を落札した者は、市内に設ける引取り場所が、八潮市公害条例に基づく許可が必要となる工場・作業場等に該当する場合、特定工場等の許可を受けていることを証明する書類。	○

11 資格確認結果の通知

落札候補者が提出した資格確認書類を確認後、入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定したうえ、当該落札者に通知します。落札候補者が提出した資格確認書類を確認後、入札参加資格要件を満たしていないとした場合は、次の入札価格の高い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行います。

なお、入札資格要件を満たしていないとした場合には、一般競争入札参加不適格通知書（様式第８号）にその理由を明記して通知します。

また、落札候補者が入札資格要件を満たしていないとした場合には、次の順位の者から適格者が確認できるまで順次審査を行うため、資格確認申請書類の提出を求められた者は、求められた日の翌日から起算して２日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記提出場所に提出してください。なお、期限までに提出がないときは、無効とします。

12　契約

(1) 落札者は、落札決定を受けた日の翌日から起算して７日以内に、契約書により記名押印のうえ八潮市生活安全部環境リサイクル課に提出するものとします。
契約書は１物件ごとに作成するものとします。なお、期限までに契約書の提出がないときは、落札決定の効力を失うものとします。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(3) 契約は入札参加者名で行います。

(4) 契約保証金は免除とします。

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(6) 落札候補者の決定後、契約締結までに入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

13 その他

(1) 本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、施行令、八潮市契約規則（平成７年規則第１６号）、八潮市競争入札参加者心得、入札参加時における注意事項について、その他関係法令等の定めるところによるものとします。

(2) 提出された確認資料等については、返却はいたしません。

(3) 入札参加者は、入札後、本件に関する公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

(4) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で使用してはなりません。

14　担当窓口

〒340-0801　埼玉県八潮市大字八條2365番地1
八潮市生活安全部環境リサイクル課リサイクル推進係（八潮市リサイクルプラザ）
電話　：048－997－6696　（直通）
E-mail：recycleplaza@city.yashio.lg.jp